

平成29年度 協会けんぽ福島支部事業の進捗について

1. 保険運営の企画

(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

平成29年度の重点事項

「医療等の質や効率性の向上」「加入者の健康度を高めること」「医療費等の適正化」それぞれの実現すべき目標に向けて、事業主及び加入者に対し、積極的な働きかけに努めるとともに、平成30年度から開始される第7次医療計画、第3期医療費適正化計画、国民健康保険制度改革（都道府県による財政運営等）等の策定にあたっては、将来のあるべき姿を踏まえ、福島県の政策関係部局や地方公共団体等の関係者、関係機関に対し、加入者及び事業主を代表した立場で、積極的な意見発信や働きかけを行う。

これまでの参加状況

各種協議会との名称	出席者	回数
福島県医療審議会（保健医療計画調査部会含む）	支部長	5回
地域職域連携推進協議会（6二次医療圏1中核市） 市健康づくり推進協議会	企画総務部長 保健グループ長 保健グループ長補佐	6回
地域医療構想調整会議（2地域）	企画総務部長	4回
福島県後発医薬品安心使用促進協議会	支部長	1回
チャレンジふくしま県民運動推進会議	支部長	1回
チャレンジふくしま県民運動推進協議会WG	企画総務部長	1回
福島県保険者協議会（部会含む）	支部長、企画総務部長（本会委員）	4回
国民健康保険運営協議会（県・9市）	支部長、企画総務部長、業務部長	12回
福島県支払基金幹事会	支部長	9回
歯科保健対策協議会	支部長	2回

下期の主な取り組み内容

平成30年度から開始される「第7次医療計画」「第3期医療費適正化計画」「国民健康保険制度改革」について、引き続き「福島県医療審議会」「地域医療構想調整会議」「国民健康保険運営協議会」を通じて加入者・事業主を代表する立場で、他の保険者と連携し良質かつ適切な医療を効率的・安定的に提供する体制の実現と高い予防効果と医療費の適正化が図られるように積極的に発言をし、関与していく。

医療費適正化について「福島県後発医薬品安心使用促進協議会」において、データに基づく積極的な意見発信を行う。

1. 保険運営の企画

(2) 関係機関との連携及び協同事業の推進

平成29年度の重点事項

これまでに協定を締結した関係機関との連携事業を推進するとともに、新たな関係機関との連携拡充を図る。

平成29年度の進捗状況

- 協会けんぽの「特定健診」と市町村の「がん検診」の同時受診に関するダイレクトメールを32市町村・約2.2万人に送付
- 自治体と連携した「健康イベント」の実施
- 福島県薬剤師会会員薬局において、ジェネリック医薬品希望シールの配布
- 関係団体が開催する総会、部会、セミナー等での講演及び支部事業チラシの配布

下期の主な取り組み内容

- ① 市と連携した特定健診・がん検診の共同広報
- ② 関係団体等と連携した「健康事業所宣言」事業の拡充
- ③ 保険者協議会でのデータ分析や共同事業の推進

2. 保健事業 ～健診・保健指導～

(1) 生活習慣病予防健診の実施率向上の取り組み(被保険者本人)

平成29年度の重点事項

新規適用事業所、新規任意継続加入者に文書及び電話による勧奨を定例化する。健診実施機関事務打ち合わせ会議、実地調査等を行い、健診の質を確保するとともに、実施者数の拡大に向けて連携を強化する。

平成29年度目標と過年度実績	平成29年度目標	平成28年度実績	平成27年度実績
生活習慣病予防健診実施率（被保険者）	被保険者 64.7%	被保険者 55.5%	被保険者 55.0%
	(実施見込者数158,605人)	(実施者数139,052人)	(実施者数 130,180人)

平成29年度の進捗状況

- 平成29年度暫定値（9月末現在）：実施 78,052人 31.9%（前年同月 76,288人 32.9%）
- 実施者数の対前年同月比は+2.3%

下期の主な取り組み内容

- ① 新規適用事業所、新規任意継続加入者に対し、健診受診勧奨を行う。（上期より継続）
- ② 健診機関実地調査を5年に1回実施する。（11月～2月・平成29年度は15機関実施）
- ③ 実施要綱等に基づく健診実施機関事務打ち合わせ会議を行う。（1月）

2. 保健事業 ～健診・保健指導～

(2) 特定健診の実施率向上の取り組み(被扶養者)

平成29年度の重点事項

支部独自の集団健診及び血管年齢測定オプション健診の会場及び地域を拡大し、自己負担なしの健診受診機会の拡大を図る。市町村の集団健診会場等を掲載したダイレクトメールを実施し、特定健診とがん検診を併せて受診するよう勧奨を行う。
また、健診実施機関の協力・連携状況に応じて本部構築による健診推進経費を活用する。

平成29年度目標と過年度実績	平成29年度目標	平成28年度実績	平成27年度実績
特定健康診査実施率（被扶養者）	被保険者 30.0%	被保険者 26.0%	被保険者 23.2%
	(実施見込者数21,000人)	(実施者数18,145人)	(実施者数 16,095人)

平成29年度の進捗状況

- 平成29年度暫定値（9月末現在）：実施 9,741人 13.9%（前年同月 6,761人 9.7%）
- 実施者数の対前年同月比は+44.2%

下期の主な取り組み内容

- ① 支部独自の自己負担なしの集団健診を44会場、50回行う（オプション健診41回含む）（上期より継続）
- ② 自己負担無料契約6機関による集団健診の利用拡大のため、実施件数により健診費用単価を増額する。

2. 保健事業 ～健診・保健指導～

(3) 事業者健診データの取得率向上の取り組み(被保険者本人)

平成29年度の重点事項

定期健康診断結果に、県健康増進部門と労働行政部門、協会けんぽの3者の連名文書を同封し健診結果データの提供依頼を行う。
また、電話や文書等による取得勧奨業務を外部委託し、経年の勧奨結果をフォローしながら確実な取得を行う。

平成29年度目標と過年度実績	平成29年度目標	平成28年度実績	平成27年度実績
事業者健診データの取込率(被保険者本人)	被保険者 10.2%	被保険者 6.3%	被保険者 5.2%
	(実施見込者数25,000人)	(実施者数15,824人)	(実施者数 12,196人)

平成29年度の進捗状況

- ・ 平成29年度暫定値(9月末現在)：取込 5,643人 2.3%(前年同月 7,744人 3.3%)
- ・ 実施者数の対前年同月比は▲27.1%
- ・ 進捗が悪い要因のひとつに、5月の改正個人情報保護法が施行されたことで、紙媒体の健診結果の中に特定健診以外の検査項目が入っている場合は個人の同意署名が必要となったため、運用方法を適正化するまでの約3ヶ月間(6月～8月)、データ取得が困難となったことが挙げられる。

下期の主な取り組み内容

- ① 外部委託による未提供事業所への文書、電話、訪問等による勧奨を行う。(上期より継続)
- ② 平成30年度全68健診機関からの提供契約締結(平成29年度27機関)
- ③ 健診機関が実施した事業者健診の結果通知の中に協会へのデータ提供依頼を同封する。(上期より継続)

2. 保健事業 ～健診・保健指導～

(4) 特定保健指導の実施率向上の取り組み(被保険者本人)

平成29年度の重点事項

健診機関による特定保健指導の実績を上げるため、1機関と連携して推進策を検討および実施する。また、実施結果を全実施機関打ち合わせ会で事例として展開しアウトソーシングの強化を図る。

また、委託による継続的な支援を円滑に推進し最大限の実施を図る。

平成29年度目標と過年度実績	平成29年度目標	平成28年度実績	平成27年度実績
特定保健指導実施率	被保険者 24.2%	被保険者 24.1%	被保険者 24.4%
	(実施見込者数8,900人)	(実施者数7,368人)	(実施者数 6,937人)

平成29年度の進捗状況

- 平成29年度暫定値（9月末現在）：実施 3,969人 10.8%（前年同月 3,527人 10.6%）
- 実施者数の対前年同月比は+12.5%

下期の主な取り組み内容

- ① 事業者健診結果に基づく保健指導の実施を強化する（10月～）
- ② 継続支援実施事業者との定例会を開催し進捗管理を行う（上期より継続）
- ③ 特定保健指導機関に対する実地調査を行う（11月～2月）
- ④ 平成30年度に向け、全健診機関（68機関）による特定保健指導実施に向けたアプローチを行う

2. 保健事業 ～健診・保健指導～

(5) 特定保健指導の実施率向上の取り組み(被扶養者)

平成29年度の重点事項

支部が会場を設定して文書勧奨を行い、支部の保健師や管理栄養士による特定保健指導を実施する。
また、集団健診会場と同会場で特定保健指導を実施することで効果が上がった事例が報告されており、同会場での実施に取り組んでいく。

平成29年度目標と過年度実績	平成29年度目標	平成28年度実績	平成27年度実績
特定保健指導実施率（被扶養者）	被保険者 3.5%	被保険者 2.2%	被保険者 3.5%
	(実施見込者数76人)	(実施者数41人)	(実施者数 58人)

平成29年度の進捗状況

- 平成29年度暫定値（9月末現在）：実施 50人 2.3%（前年同月 31人 1.5%）
- 実施者数の対前年同月比は+51.6%

下期の主な取り組み内容

- ① 支部の保健師、管理栄養士が支部や公共施設（特定健診と同会場）で特定保健指導を実施する。（11月～3月）
- ② 未利用者への追加勧奨通知を実施する。（上期より継続）

3. 保健事業 ～データヘルス計画の推進～

(1) 「健康事業所宣言」をする事業主の増加

平成29年度の重点事項

関係機関との連携による推進と、支部が行う文書、訪問等による勧奨で「健康事業所宣言」を行う事業所（主）の増加を図る。また、宣言に取り組んでいる事業所から「健康づくり優良事業所」として認証を行い、事業の質的拡充を図る。併せて国が進める「健康経営優良法人制度」の普及を目指す。
事業の総括を行い、第二期計画を策定する。

平成29年度目標と過年度実績	平成29年度目標	平成28年度実績	平成27年度実績
「健康事業所宣言」事業所数	1,000社 (参加被保険者数10万人)	536社	242社

平成29年度の進捗状況

- 平成29年度暫定値（9月末現在）：事業所数672社（参加被保険者数46,229人）

下期の主な取り組み内容

- ① 委託業者による文書、電話、訪問によるエントリーの勧奨を行う（上期より継続）
- ② 支部の保健師や職員による訪問および電話勧奨、並びに事業連携協定団体や企業等によるエントリー勧奨の後方支援を行う（上期より継続）
- ③ 優良な健康経営を実践している法人を顕彰することで社会的に評価ができる環境整備を目的に経済産業省、厚生労働省、日本健康会議が創設した「健康経営優良法人認定制度」への申請を勧奨するダイレクトメールを送付（11月）
- ④ 福島県認証制度との連携

3. 保健事業 ～データヘルス計画の推進～

(2) 要治療者に対する受診勧奨

平成29年度の重点事項

協会けんぽ本部からレセプトに病院受診の履歴がない者に対し、文書による受診勧奨が実施され、それでも未受診かつ数値が高い者に対して、支部が追加文書で受診勧奨を行うことで、高血圧並びに糖尿病の未治療者の医療機関受診を促す。

下期の主な取り組み内容

- ① 本部において一次文書勧奨（上期より継続 上期3,053人）
対象者要件＜血圧 収縮期160mmHgか100mmHg以上＞ あるいは ＜空腹時血糖126mg/dlか、HbA1c6.5以上＞
- ② 支部において二次文書勧奨、未受診理由アンケート同封（上期より継続 上期658人）
対象者要件＜血圧 収縮期160mmHgか100mmHg以上＞ あるいは ＜空腹時血糖126mg/dlか、HbA1c6.5以上＞

(3) 糖尿病性腎症等の重症化予防

平成29年度の重点事項

福島市医師会等と病診連携システムを活用し、糖尿病等の治療中者及びCKD（慢性腎臓病）未治療者に対して、医療機関（かかりつけ医）宛の紹介状を同封した文書勧奨を行う。対象者要件＜eGFR50未満 尿たんぱく2+ 尿たんぱく血尿ともに1+ どれか＞ 福島市医師会、協力医療機関と連携した糖尿病等重症化予防プログラムの保健指導を行う。対象者要件＜糖尿病性腎症1～3期＞

下期の主な取り組み内容

- ① 健診結果を基に個人のCKD重症度を示した受診勧奨文書を送付する（上期より継続 上期337件）
＜実施主体＞福島市医師会 ＜関係機関＞福島市（国保年金課・健康増進課） 協会けんぽ 福島県立医科大学
- ② かかりつけ医と連携した糖尿病等重症化予防プログラムの保健指導を行う（上期より継続 上期0件）
＜実施主体＞福島市医師会、協会けんぽ

4. 保健事業 ～その他の保健事業～

加入者の健康増進に向けた取り組み ～健康チャレンジキャンペーン～

1. 概要

協会けんぽ福島支部が提案する生活習慣改善の具体的なメニューから2項目を選択し、キャンペーン期間のうち20日以上取り組んだ者の中から抽選のうえ景品を提供する。景品は本事業に賛同される企業・団体から提供していただく。

なお、生活習慣改善の具体的なメニューは、支部が健康事業所宣言事業所に提案している①高血圧対策、②禁煙対策、③運動の推進、④メンタルヘルス対策に関する内容とする。

2. 対象者

健康事業所宣言事業所及びそこで働く被保険者

3. 上期の実施結果と下期の取り組み

【第1回】

期 間：平成29年5月1日（月）～平成29年5月31日（水）

対 象：502事業所

応募者数：88事業所 632人

【第2回】

期 間：平成29年10月1日（日）～平成29年10月31日（火）

対 象：620事業所

応募者数：130事業所 1,015人

5. 医療費適正化対策に向けた取り組み

(1) 効果的なレセプト点検の促進に関する主な取り組み

平成29年度の重点事項

- 自動点検抽出や汎用任意抽出^(注釈)などシステムを積極的に活用した点検を徹底し、効率かつ効果的な審査を図る。
- 定例勉強会、各研修会等実施により、情報（意見）共有を図り点検員のスキルアップを図る。
- 社会保険診療報酬支払基金との打ち合わせ会を定期的に開催し、再審査請求の審査結果について意見交換を行い、保険診療ルールの疑義については説明を求めながら、審査に関する支部間差異の解消を図る。

平成29年度目標と過年度実績	平成29年度目標	平成28年度実績	平成27年度実績
加入者1人当たり診療内容等査定効果額 ^(カッコ内は9月末現在実績)	137円（68円）	106円（55円）	119円（71円）

平成29年度の進捗状況

※平成29年度目標は、過去三年間の実績より本部にて設定

- 平成29年度上期の診療内容等査定効果額は40,139,290円、加入者1人当たりの効果額は60円で、前年同期55円に対して109.1%の達成率となっているが、今年度目標額68円に対しては、88.2%の達成率となっている。 ※数値は全て9月末現在

下期の主な取り組み内容

- ① 班及び全体勉強会にて事例研究（他支部事例含む）や点検方法等の活発な意見交換を行い、効果的な点検を実施する。
- ② 上期に実施した外部講師による研修会、南東北ブロック支部での勉強会（歯科）での内容を活かし個々の点検員のスキルアップを図る。
- ③ 保険診療ルールの疑義案件については、社会保険診療報酬支払基金支部と十分な協議を行い、平行線に至った場合には本部の「苦情相談窓口」を積極的に活用して、支部間の差異解消を図る。
- ④ 様々な観点から内容点検に関する分析を進め、効果的な点検方法等について新たな取り組みを模索し、効果額向上を図る。

(注釈)

- 自動点検抽出・・・エラーとしてのレセプトを広く抽出。全てのレセプトから大きな網ですくうイメージです。
- 汎用任意抽出・・・複数の条件を設定することが可能で、誤りのあるレセプトを絞り込むことが出来る。
- 抽出用データ・・・上記抽出時の条件を設定する際使用するデータ

5. 医療費適正化対策に向けた取り組み

(2) 積極的な債権回収の推進に関する主な取り組み

平成29年度の重点事項

平成29年度は次のような取り組みを実施する。

- ・債権発生後の一定期間は債務者の返還意識も比較的高いため、債権調定から半年までの間の取り組みに重点を置く。
- ・新たな債権の発生を抑制するため、喪失者からの被保険者証回収の取り組みを強化する。

平成29年度目標と過年度実績		平成29年度目標	平成28年度実績	平成27年度実績
現年度	金額	82.00%	80.41%	81.20%
過年度	金額	14.55%	15.35%	17.66%

平成29年度の進捗状況

- ・債権調定から概ね1か月後（早期）に文書催告、3か月後に弁護士名文書催告を実施する。
（参考）平成29年10月末回収率 現年度分 金額：64.85% 調定金額 95,396,720円 回収金額 61,863,431円
平成28年10月末回収率 現年度分 金額：44.17% 調定金額 62,266,378円 回収金額 27,500,920円
*前年比回収率の上昇に関しては、上期において高額債権（1件26,291,414円）の発生及び、その債権の収納によるもの。
- ・裁判所に支払督促の申し立て（法的手続き）に関しては、10月末時点で年間目標の40件を上回る50件を達成。
- ・保険証の回収率 98.48%（H29.4～H29.8喪失者分）

下期の主な取り組み内容

- ・引き続き、早期の文書催告や3か月後の弁護士名文書催告を実施するほか、無資格受診債権者の初回催告に保険者間調整の案内を同封して利用促進を図る。
- ・裁判所に支払督促の申し立て（法的手続き）は年間目標件数を達成したが、更に件数を上積みし債権の回収に努める。
- ・保険証の回収は、資格喪失者が多くなる年度末に効果的な周知・広報を実施する等、保険証添付（回収）の向上に努める。

5. 医療費適正化対策に向けた取り組み

(3) ジェネリック医薬品の使用促進に向けた取り組み

平成29年度の重点事項

- ・医療機関・薬局・加入者それぞれに対する更なる使用促進に向けた施策を検討する。
- ・関係機関と連携した「かかりつけ薬局」の推進、および保険医療財政の改善をテーマとした加入者等への周知広報を検討する。

平成29年度目標

全国平均を上回る（0.9%の差の解消：平成29年1月時点）

平成29年度の進捗状況と後発医薬品割合実績（平成29年7月診療分まで・数量ベース）

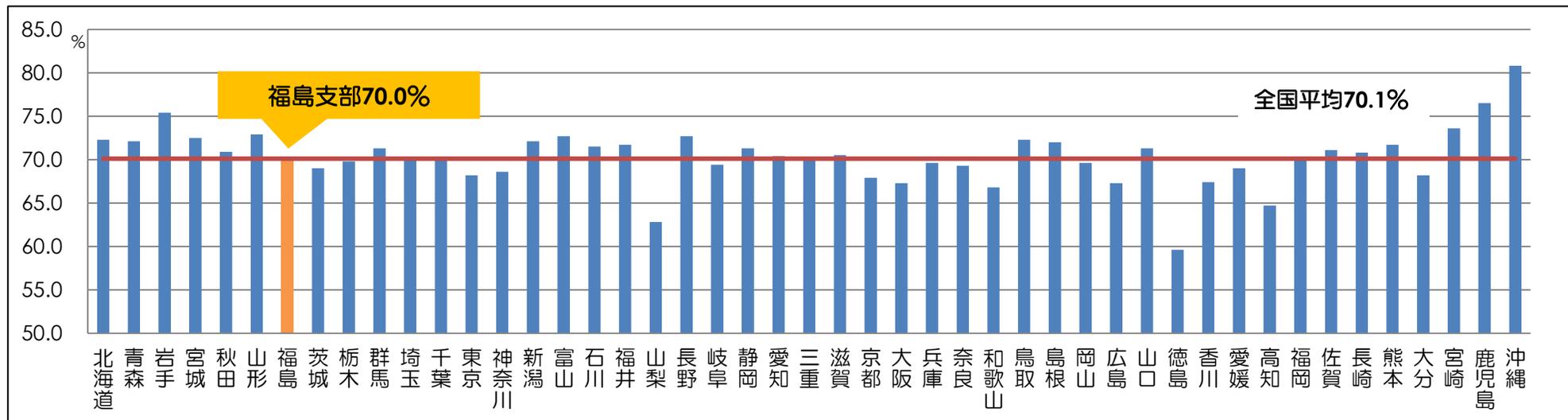
- ・平成29年8月に医薬品軽減額通知書発送（第1回目） 67,229件（前年対比+5,701件）
- ・調剤薬局に対しアンケート調査の実施（9/8 210件）
- ・福島 70.0%（全国平均 70.1% 平成29年7月現在）※福島と全国平均の差▲0.1%
- ・平成29年1月からの伸び 福島0.3%（全国平均▲0.5%）

下期の主な取り組み内容

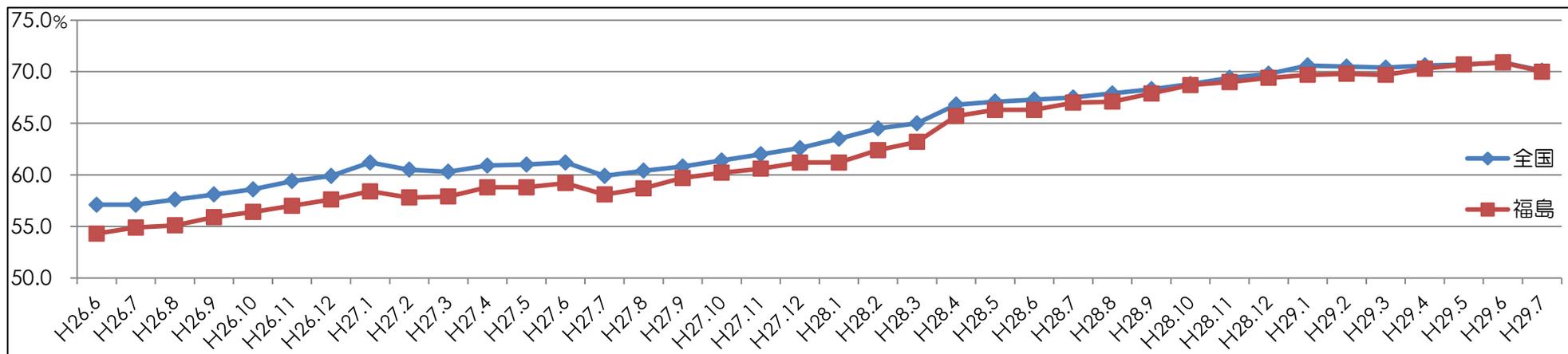
- ① 使用割合の都道府県格差等の検証のうえ、更なる使用促進に向けた施策の検討
- ② ジェネリック医薬品軽減額通知の送付（平成30年2月頃）
- ③ 薬剤取り扱い数量が多い薬局への個別情報提供
- ④ 自己負担の発生しない加入者あてに財政状況を踏まえた情報発信
- ⑤ 福島県後発医薬品安心安全使用促進協議会等での情報提供・意見発信
- ⑥ 精神・神経系医薬品のジェネリック医薬品割合の低い医療機関に対してリーフレットの配布

5. 医療費適正化対策に向けた取り組み

1. 支部別 ジェネリック医薬品使用割合（調剤分） 数量ベース（平成29年7月診療分）



2. ジェネリック医薬品使用状況（調剤分） 数量ベース



注1. 協会けんぽ（一般分）の調剤レセプト（電子レセプトに限る）について集計したもの（算定ベース）。
 注2. 加入者の適用されている事業所所在地の都道府県毎に集計したもの。
 注3. 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
 注4. $\frac{[\text{後発医薬品の数量}]}{([\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}])}$ で算出している。

5. 医療費適正化対策に向けた取り組み

(4) 限度額適用認定証の周知・高額療養費支給申請の勧奨の取り組み

平成29年度の重点事項

- 高額な一部負担金支払いを軽減できるように、入院を予定する方に限度額適用認定証（注1）の制度を周知する。
- 高額療養費を申請されていない方へ、受診月から半年後をめどに手続きの勧奨を実施する。

平成29年度の進捗状況

- 限度額適用認定証の周知
平成29年6月に県内の有床保険医療機関すべて（251機関）に対して、限度額適用認定証利用促進の要請書及び、限度額適用認定申請書（パンフレット一体となったもの）、投函用封筒（受取人払いのもの）を送付し、医療費が高額となる見込みの患者へ配布等の協力要請を行った。

限度額適用認定申請書等の追加要求があった件数 106件（機関）
- 高額療養費支給申請の勧奨
毎月受診月から半年後に勧奨を行った。
勧奨した件数 4,951件（4月から9月までの6か月間）

下期の主な取り組み内容

- 限度額適用認定証の仕組みや高額療養費の制度等について、社会保険の事務講習会などで周知広報する。
（10月18日から11月9日までの期間に県内6会場延べ8回の事務講習会を行い1,464名が参加した。）
- 高額療養費支給申請の勧奨について、受診月から半年後の勧奨を継続して実施する。

（注1）
保険医療機関の窓口で保険証と一緒に限度額適用認定証を提示することで、窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなり、高額療養費の申請による後の払い戻しが不要になる制度です。（70歳未満の加入者のみ）

5. 医療費適正化対策に向けた取り組み

(5) 柔道整復療養費の適正化に向けた主な取り組み

平成29年度の重点事項

- 柔道整復施術療養費（注1）について、多部位かつ頻回受診者に対して患者照会（文書照会）を実施する。

平成29年度の進捗状況

- 多部位かつ頻回受診者を毎月抽出して患者照会を行った。
上期の目標件数 1,552件（注2）
上期の実施件数 1,956件
- 毎月1回、柔道整復療養費審査委員会を開催し、申請書の審査を実施した。
上期 6回開催（4月17日、5月16日、6月16日、7月18日、8月17日、9月19日に開催）

下期の主な取り組み内容

- 上期に引き続き、多部位かつ頻回受診者を毎月抽出し患者照会を実施する。
- 毎月1回、柔道整復療養費審査委員会を開催して審査する。
下期開催予定 6回

（注1）

急性などの外傷性の打撲・捻挫・挫傷（肉離れ）・骨折・脱臼にて柔道整復師（整骨院・接骨院）にかかった場合、保険者から柔道整復療養費としてその一部が支払われる制度です。単なる肩こり・筋肉疲労などに対する柔道整復師の施術は、保険給付の対象になりません。

（注2）

目標件数の算定方法： 施術箇所が3部位以上の申請書、3か月を超える長期継続の申請書または施術回数が頻回傾向の申請書などに着目して、3部位以上かつ月に15日以上施術の申請件数を目標とし患者照会を実施する。